

あっとほ一む指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人小羊会が開設するあっとほ一む指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「あっとほ一む事業所」という)が行う指定(介護予防)認知症対応型通所介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員等の従事者(以下、「通所介護従事者」という)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。この目的には以下の事が含まれる。

認知症対応型通所介護事業では、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものであり、また、介護予防認知症対応型通所介護事業では、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図り、持って利用者の生活機能の維持または向上を目指すものである。

(運営の方針)

第2条 本事業所の介護予防認知症対応型通所介護事業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。また、介護予防認知症対応型通所介護にあたる事業者は、要支援者等の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 上記の他「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設置および運営に関する基準等を定める条例」、「滋賀県介護保険法に基づく指定認知症対応型介護予防サービスの事業の従業者ならびに設置および運営ならびに指定認知症対応型介護予防サービス介護予防に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の規定を遵守する。
- 4 法人の運営する保育園園児との生活交流、また地域住民の集いの場として、地域福祉的な役割を持った運営を図る。
- 5 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めるとともに、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 社会福祉法人小羊会 デイサービスセンターあっとほーむ
- (2) 所在地 滋賀県近江八幡市船木町 1192-5

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また認知症対応型通所介護計画の作成等に関して助言や援助を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上（注：単位ごとの合計人数を記入すること）

管理者の補助ならびに利用者又はその家族の生活の相談に応じる。それぞれの利用者に応じて認知症対応型通所介護計画・介護予防認知症対応型通所介護計画を作成・統括し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。なお、認知症対応型通所介護計画・介護予防認知症対応型通所介護計画の作成にあたって、既に居宅介護サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとする。認知症対応型通所介護計画・介護予防認知症対応型通所介護計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。

- (3) 介護職員 2名以上

認知症対応型知症対応型通所介護計画・介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき主として利用者の介護を行う。それぞれの利用者に応じて認知症対応型通所介護計画・介護予防認知症対応型通所介護計画を作成する。なお、認知症対応型通所介護計画・介護予防認知症対応型通所介護計画の作成にあたって、既に居宅介護サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、年末年始休暇（通常12月30日～1月3日）を除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時15分から午後4時20分とする。

(指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、1日12人とする。

(指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は次の通りとし、指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場

合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割もしくは2割または3割の額とする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 生活相談
- (4) レクリエーション
- (5) 機能訓練
- (6) 健康チェック
- (7) 送迎

2 前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。

- (1) 特別な事情により、本事業所の通常の事業実施地域以外の地区への送迎が必要となった場合は、実費を頂くことがあります。
- (2) 通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用のうち、通常の指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護に係る基準額を超える費用
- (3) 昼食代（おやつ含） 650 円
- (4) おむつ代 100 円・パンツ式おむつ 150 円・尿取パッド 30 円
- (5) 前号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の提供において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明を行ったうえで、支払の同意を得なければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、近江八幡市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。

（緊急時における対処方法）

第10条 本事業所に勤務する職員は、指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の実施中の利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護の提

供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 非常災害の発生に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

(苦情処理)

第12条 提供した指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 本事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備する。

- 2 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員は従業員でなくなった後においても利用者またはその家族の秘密を守るべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人小羊会と事業管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果についても、従業員に周知徹底を図る。
- 3 虐待の防止の為の指針を整備する。
- 4 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 5 事業所は、サービス提供中に、当該事業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町へ通報するものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおお

むね（1年に2回）6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（非常災害対策）

第16条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火器・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に務めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第18条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民との交流に努めるものとする。

（その他運営に関する留意事項）

○ 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確等の必要な措置を講じるものとする。

（附則）

この規定は、平成16年10月1日から施行する。

（改定）

第4条 利用者定員の変更

平成22年7月11日から施行する。

（改定）

第7条 2（1）送迎に要する費用について

第7条 2（4）おむつ代等の明記

第5条 2（3）食事代の明記

平成17年10月1日から施行する。

（改定）

第5条 （3）サービス提供時間の明記

平成19年4月1日から施行する。

（改定）

第4条 職員の職務内容健康の明記

第5条 通常の事業の実施地域の拡充

平成19年8月1日から施行する。

（追加）

指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護に関する記載の追記（平成18年4月1日より施行分）

（改定）

第3条 （1）名称の訂正

（改定）

第2条 条例名の変更

第5条 （2）営業時間（3）サービス提供時間の変更

平成24年4月1日

（追加）

第2条 5 人権への配慮等に関する記載の追加

第11条 非常災害時の他の社会福祉施設との連携に関する記載の追加

平成25年8月1日

（追加）

第14条 虐待防止に関する事項に関する記載の追記（令和6年4月1日より施行分）

（追加）

第15条 衛生管理について

第16条 非常災害対策について

第17条 業務継続計画について

（令和6年12月1日より施行分）